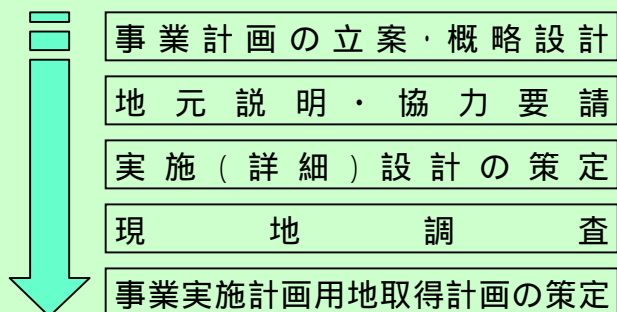


用地補償の流れ

公共事業計画の策定

地域のみなさんからの要望等をもとに、最も効果的な道路拡幅や河川改修などの公共事業を次のようなプロセスで検討し、事業計画を策定します。



公共事業説明会（工事説明会）

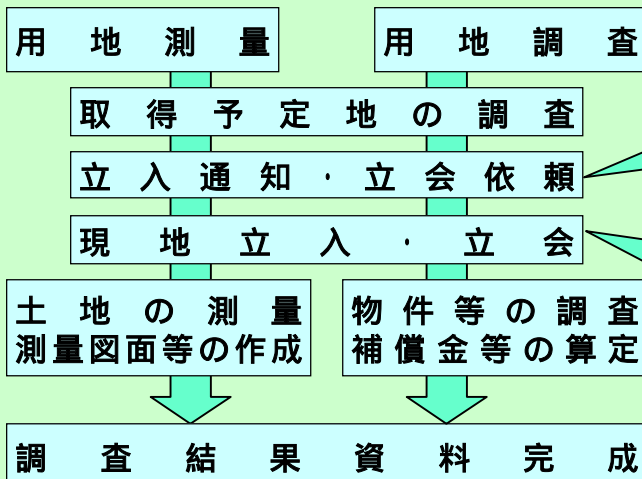
地域のみなさんに、これから行われる公共事業の目的や用地補償などについて「説明会」を開き、内容を具体的にお知らせします

用地測量・用地調査

地域のみなさんのご理解が得られると、公共事業に必要な用地の測量・調査を行い、必要な範囲を明らかにするため、用地の幅を示す杭(用地幅杭)を打設します。

その後お譲りいただく土地や移転していただく建物、門扉などの工作物、庭木などの立木等、所有者のみなさんの立会いのもとに測量・調査します。

用地測量・用地調査の流れ



事業に必要となる土地の所有者の方にお知らせします。

事業に必要となる土地の所有者の方に立会っていただき、境界の確定等を行います。

補償金額の算定

測量、調査の結果に基づき、権利者ごとに補償金額を算定します。
なお、補償金は「補償基準」により適正かつ公平に算定します。

土地価格の算定

土地の評価
(土地の評価調書の作成)

補償金の算定

補償方法・補償額の検証



税務署との事前協議

土地をお譲りいただいた方々が申告する譲渡所得の特別控除の適否等について協議します。



事業説明会(用地説明会)・ 用地交渉

算定した補償金についてご理解いただけるよう説明会を行います。
また、建物移転を伴う場合等、個別の事情等の相談もいたします。



契約の締結

補償の内容、建物移転、土地の引渡し時期などについてご了解いただきますと、書面で契約を取り
交わします。あわせて登記などに必要な書類の提出をお願いします。



土地の引渡しや所有権移転 登記・建物などの移転

建物・工作物・立木などを移転していただき、土地の引渡しをしていただきます。
また、お譲りいただいた土地の所有権移転登記などは、県で行います。



補償金の支払い

建物を移転していただき、土地の引渡しを受けたあと、補償金を指定の口座にお支払いします。
なお、補償金の一部を前払いする制度もあります。